

○松山衛生事務組合表彰規則

制 定 平成 6 年 2 月 15 日規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、組合の事業発展に尽くし、その寄与するところが著しい者及び職員の模範となる者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰基準)

第 2 条 組合長は、次の各号の一に該当する者を表彰することができる。

- (1) 組合の事業発展に寄与するところが著しい者
- (2) 組合職員の名誉を高揚し、他の職員の模範となる者
- (3) 組合職員として満 30 年以上在職した者
- (4) その他組合長が前各号に準じ表彰する必要があると認める者

(選定)

第 3 条 表彰者は、組合において選定された候補者の中から組合長が決定する。

(表彰の期日)

第 4 条 表彰の期日は、必要に応じそのつど組合長が決定する。

(在職期間の計算)

第 5 条 表彰の基礎となる在職期間の計算は、表彰する職に引き続き在職した期間により行う。

2 前項の規定による在職期間の計算は、当該表彰を受ける職員等の職についた日の属する月から当該職員等の職をやめた日までの月数をもって行う。

3 他の団体からの派遣職員については、前 2 項の規定にかかわらず、当該団体における在職期間を通算して計算する。

(表彰)

第 6 条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈り、これに記念品又は金員を添えて行うことができる。

(被表彰者の死亡)

第 7 条 被表彰者と決定した者が表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状又は感謝状及び記念品又は金員は、これを当該表彰を受ける者の遺族に贈る。

付 則

この規則は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。